

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年9月28日開催 労働金庫業界]

1. 金融行政方針について（協同組織金融機関関係）

- 地域金融機関については、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献いただくべく、2023 事務年度の主な方針を「金融行政方針」に明記した。
- 特に、協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、会員・組合員を通じて地域に深く根差しているという金融機関である。顧客の状況や多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立していただきたい、という期待を込めて記載した。
- 具体的には、「実績と作業計画」において、
 - ・ 組合員や勤労者のニーズに応じた支援の対話。中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成の取組を促進するための対話
 - ・ 国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、リスク管理態勢の状況等について、信用・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認
 - ・ 中央機関については、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営・業務サポートの役割発揮を促進することを主な方針として記載している。

2. 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、沖縄県、京都府、兵庫県、鳥取県、千葉県、茨城県及び福島県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する沖縄総合事務局及び財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 「遺留金等に関する実態調査書」の公表及び手引きの再周知について

- 2021年3月、厚生労働省及び法務省は、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）をとりまとめ、地方公共団体に対し通知するとともに、金融庁からも、各協会（全国銀行協会等）を通じて、各金融機関宛に周知を実施した。
- こうした中、総務省は、2021年12月から2022年11月に実施した調査について、その結果を「遺留金等に関する実態調査結果報告書」として、2023年3月28日に公表した。
- 報告書によれば、手引において、市区町村が支弁した葬祭費用について、死亡人の預貯金を現金化したものを充当できることが明示されているが、その後も、預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村が金融機関において預貯金を引き出せない事例が一部において認められた。
- 以上を踏まえ、報告書においては、厚生労働省に対して、
 - ・ 関係省庁と連携し、法的根拠を手引等で明示し、市区町村・金融機関に周知
 - ・ 周知後に対応状況を調査し、支障となっている点を把握し改善を検討するよう勧告された。
- これを受けて、2023年7月4日、金融庁より各協会に対し、手引を再度周知するよう事務連絡を発出した。
- 既に、預貯金の引き出しにご対応いただいている金融機関もあると認識しているが、改めて改訂された手引を踏まえ、各地方公共団体と連携するなど、適切な対応をお願いしたい。

4. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特

定回収困難債権制度」が導入されたところ。

- 制度開始以降、金融機関 98 先から累計 315 件、約 80 億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

5. 労働金庫代理業等における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について

- 政府においては、「デジタル原則」（2021 年 12 月閣議決定）や「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（2022 年 6 月デジタル臨時調査会決定）を踏まえ、「人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること」としている。
- これに関して、労働金庫代理業等において、法令等遵守に係る責任者や、その指揮をする統括責任者の営業所等ごとの配置を求めているが、「デジタル原則」を踏まえ、適切に業務を遂行することが出来る限りにおいて情報通信技術を利用する方法により業務に従事すること（テレワークを想定。）が可能である旨を明確化し、業界団体宛てに周知したので、各金融機関においては、提携する労働金庫代理業者等への周知をお願いしたい。

6. 金融行政方針の公表について

- 2023 年 8 月 29 日、2023 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4 本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。

金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

7. 税制改正要望について

- 2023年8月31日、2024年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主要な項目としては、
 - ① 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた措置として、
 - ・ 関係手続のデジタル化等 NISA の利便性向上等、
 - ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し、
 - ・ 金融所得課税の一体化、
 - ② 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現に向けた措置として、
 - ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し、
 - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長、
 - ・ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング、
 - ③ 保険については、生命保険料控除制度の拡充、
 - ④ 暗号資産については、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しなどを要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

8. 新しいNISAの開始に向けて

- 2023年度税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が実現し、2024年1月より新しいNISAが開始することとなっている。
- 新しいNISA制度は、長期・積立・分散投資を基本とし、企業の成長投資に

つなげつつ、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な投資が可能なものとなっており、中間層を中心とする幅広い層における長期安定的な資産形成に資するものと考えている。

- 金融庁としては、新しいNISAの活用を通じて、多くの方に資産形成を実現していただきたいと考えているが、そのためには、利用者と日頃から接している皆様の対応や協力が不可欠である。
- 販売会社となる労働金庫の皆様におかれては、長期・積立・分散投資により安定的な資産形成を目的とする制度趣旨を改めてご確認いただき、顧客がそれぞれのニーズに応じた投資が実現できるよう、顧客本位での販売・勧誘、信頼されるサービスの提供を、引き続きよろしくお願いしたい。

例えば、新しいNISAの成長投資枠においては、複利による長期での運用効果が低い毎月分配型商品を対象外としているが、毎月分配型でないにしても、元本を取り崩して分配を行う商品や、分配頻度の高い商品については、長期の資産形成を目的とする制度趣旨に即しているのか、真に顧客のためになっているのかといった観点が必要と考えており、販売・勧誘にあたっては、よくご確認いただきたい。

- これらも含め、業界の皆様とは、NISAのブランド化に向けて、顧客本位の観点から、商品・サービスをより良いものにしていくべく、これ以外の論点も含めて引き続き議論させていただきたい。

9. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2023年8月末に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、今事務年度の業態横断的なモニタリング方針について記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢(ストレス時の対応プロセスを含む)、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動

向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。

- ② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。

- ③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗が遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

- ④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。

サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。

- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始(2024年春)に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢(外部委託先の管理態勢を含む)を検証し、必要に応じて改善を促す。

リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。

大手金融機関を中心に、ITレジリエンスについて実態把握や対話を行う。

- ⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

10. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しているが、2023年9月8日、最新版を公表した。

※ 今回からリストへの掲載要件を見直し。従来は、取組方針・取組状況の公表に加え、事業者の取組方針等の各項目と「原則」の各項目との対応関係を任意の方法で整理・公表すればリストに掲載していたが、任意の方法では対応関係が依然として不明確な先も相応に存在したことから、見直し後は、当庁所定の対応関係表を用い、対応関係を整理・公表することを要件に追加。

○ 金融機関におかれては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のつもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。

・ 策定・公表した取組方針が、

① 顧客目線になっているか(資産運用・資産形成に向け、どのような支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か)、

② 従業員目線になっているか(取り組むべき行動が明確であり、営業現場でも実現可能な内容か(=「取組方針」の品質向上))

・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場は取組方針を実践できているか(=「取組方針」の実践)

11. フィッシング対策の強化について

○ 2023年上半期において、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる預金の不正送金被害が急増している。

※1 被害件数は過去最多の2,322件、被害額は約30億円(8月4日時点)。

※2 主な手口として、銀行を騙ったSMS等のフィッシングメールを通じて、インターネットバンキング利用者を銀行のフィッシングサイト(偽のログインサイト)へ誘導し、インターネットバンキングのIDやパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して預金の不正送金を行った事例が見られる。

○ こうした状況を踏まえ、2023年8月8日に警察庁と連名で、金融庁ウェブサイト等により、一般の利用者に向けて注意喚起を行った。

※3 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について(注意喚起)」(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/10.pdf)。なお、当庁ウェブサイトでの注意喚起と合わせて、金融庁公式Twitterにおいても継続的に注意喚起を実施。なお、令和4年9月と令和5年4月にも同様の注意喚起を実施。

12. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、2023年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は2024年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

13. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を2023年6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートも参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

14. 特殊詐欺事案対策の検討状況について

- 特殊詐欺事案に対しては、2023年3月の犯罪対策閣僚会議で決定した「緊急対策プラン」に基づき、現在、警察庁をはじめとする関係省庁と業界団体において、具体策の策定に向け検討を行っているところ。
- 緊急対策プランには、預貯金口座の不正利用防止対策の強化など、金融機関の実務に大きな影響がある項目も含まれており、金融庁としては、具体策の検討に当たって、犯罪抑止効果と顧客利便とのバランスを確保することが重要であるものと認識している。
- 今後も、関係する業界団体と意見交換を行い、具体策の策定に向け、丁寧な調整を行っていきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

(以 上)